

NPO 法人ダイバーシティこどもの家定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人ダイバーシティこどもの家という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を富山県魚津市緑町 3-14 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、不登校や引きこもりの悩みを持つ子どもたちや、ニーズのある子どもたちにオルタナティブ教育における学びを保障するとともに、発達障害の子どもたちに放課後等デイサービス事業における療育を提供し、子育てに悩む保護者を対象に相談における支援を実施する。子どもたちやその家族が自分らしく、今を“楽しく”“幸せに”、生き生きと社会生活を送ることができる環境作りを行うことで、お互いの違いを認め合い、安心して共に生活できることを大切にし、子どもたちが将来を生き抜く力を培い、子どもの権利を保障する社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)社会教育の推進を図る活動
- (3)子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① フリースクール事業
- ② 児童福祉法に基づく児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業
- ③ 児童福祉法に基づく保育所等訪問支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人及び団体。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して資金的な援助を行う個人及び団体。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電子的方法をもって本

人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

- (5) 事業報告及び活動決算
 - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (9) 事務局の組織及び運営
 - (10) その他運営に関する重要事項
- (開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

（構成）

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 4 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。
(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければなら

い。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 渡邊純子

副理事長 金澤裕子

理事 中山弥生

理事 信永暁子

理事 柴田智美

理事 印田幸代

理事 笹原堅太郎

監事 与島秀則

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2025年12月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2024 年 12 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 年間 6,000 円

(2) 賛助会員 (個人)年間 1 口 10,000 円 (団体)年間 1 口 50,000 円

2025 年度の事業計画書

2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日まで

NPO 法人ダイバーシティこどもの家

1 事業実施の方針

- ・フリースクールを継続することと、児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業の開始に続き、児童発達支援事業や保育所等訪問支援の開始も検討する。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページを充実させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施 予定日時 (B) 当該事業の実施 予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：円)
① フリースクール事業	主に不登校の子どもたち（小・中学生）を対象に、学びの場を提供する。その家族からの相談を受ける。	(A) 月・水・木曜日 (B) スクール事業所、地域の施設 (C) 1 人	(D) 一般県民。多様な学び方を希望する子どもたちとその家族。 (E) 1 日 5 人	1,590,000
② 児童福祉法に基づく児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業	未就学児（0～6 歳児）と学齢期（小・中・高校生）の発達障害や知的障害の子どもたちを対象に、療育を提供するとともに、ご家族からの相談を受ける。	(A) 月～日、祝日 (B) 放課後等デイサービス事業所、地域の施設 (C) 5 人	(D) 一般県民。受給者証を持っている子どもたちとその家族。 (E) 1 日 10 人	16,215,000
③ 児童福祉法に基づく保育所等訪問支援事業	子どもたちが集団生活を送っている場（保育園、学校、学童等）に訪問し、先生やスタッフと連携しながら子どもたちの支援方法や支援の方向性を検討し、子どもたちが集団生活に適應できるように支援する。	(A) 月～金 (B) 訪問する学校や保育園等の集団活動を行う場所 (C) 1 人	(D) 一般県民。受給者証を持っている子どもたちとその家族。 (E) 1 週 1 人	190,120

備考

- 1 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 2 の「定款の事業名」の欄には、定款第 5 条に規定する事業名を記載する。
- 3 2 の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 4 2 の「支出見込額」の欄には、活動予算書に記載する事業費との整合性を図るものとする。
- 5 定款上、「その他の事業」に関する事項を定めていない場合は、2 の(2)の表は不要とする。

2026 年度の事業計画書

2026 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日まで

NPO 法人ダイバーシティこどもの家

1 事業実施の方針

- ・フリースクール事業、児童福祉法に基づく児童発達支援・放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援を継続的に実施していくことを目標とする。
- ・地域のニーズ、子どもたちやご家族のニーズに合わせながら、サービスを実施し、地域から必要とされる事業所として展開する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施 予定日時 (B) 当該事業の実施 予定場所 (C) 従事者の予定人 数	(D) 受益対象者 の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：円)
④ フリース クール事業	主に不登校の子どもたち (小・中学生)を対象に、 学びの場を提供する。その家 族からの相談を受ける。	(A) 月・水・木曜日 (B) スクール事業所、 地域の施設 (C) 1 人	(D) 一般県民。多 様な学び方を希 望する子どもた ちとその家族。 (E) 1 日 5 人	1,590,000
⑤ 児童福祉 法に基づく児 童発達支援事 業・放課後等デ イサービス事 業	未就学児(0～6 歳児)と学 齢期(小・中・高校生) の発達障害や知的障害の 子どもたちを対象に、療育を 提供するとともに、ご家族か らの相談を受ける。	(A) 月～日、祝日 (B) 放課後等デイサー ビス事業所、地域の施 設 (C) 5 人	(D) 一般県民。 受給者証を持っ ている子どもた ちとその家族。 (E) 1 日 10 人	20,496,000
⑥ 児童福祉 法に基づく保 育所等訪問支 援事業	子どもたちが集団生活を送 っている場(保育園、学校、 学童等)に訪問し、先生やス タッフと連携しながら子ど もたちの支援方法や支援の 方向性を検討し、子どもたち が集団生活に適応できるよ うに支援する。	(A) 月～金 (B) 訪問する学校や保 育園等の集団活動 を行う場所 (C) 1 人	(D) 一般県民。 受給者証を持っ ている子どもた ちとその家族。 (E) 1 日 1 人	1,629,600

備考

- 1 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 2 の「定款の事業名」の欄には、定款第 5 条に規定する事業名を記載する。
- 3 2 の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 4 2 の「支出見込額」の欄には、活動予算書に記載する事業費との整合性を図るものとする。
- 5 定款上、「その他の事業」に関する事項を定めていない場合は、2 の(2)の表は不要とする。

2025年度の活動予算書
2025年1月1日から2025年12月31日まで

NPO法人ダイバーシティこどもの家
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員	120,000		
賛助会員(個人)	120,000		
賛助会員(団体)	50,000	290,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	500,000		
施設等受入評価益	0	500,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
フリースクール事業収益	1,590,000		
児童福祉法に基づく児童発達支援事業・			
放課後等デイサービス事業収益	16,215,000		
児童福祉法に基づく保育所等訪問支援事業収益	190,120	17,995,120	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			18,785,120
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料	12,513,796		
給料手当(通勤、役職、資格手当)	854,000		
法定福利費	1,724,324		
人件費計	15,092,120		
(2) その他経費			
旅費交通費	112,000		
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
地代家賃	411,000		
光熱費	630,000		
通信費	360,000		
教材費	90,000		
消耗品	1,300,000		
その他経費計	2,903,000		
事業費計		17,995,120	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	80,000		
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	80,000		
(2) その他経費			
会議費	126,000		
旅費交通費	150,204		
減価償却費	275,000		
支払利息			
法人税	60,000		
その他経費計	611,204		
管理費計		691,204	
経常費用計			18,686,324
当期経常増減額			98,796
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計	0		0
経理区分振替額	0		0
当期正味財産増減額			98,796
前期繰越正味財産額			650,044
次期繰越正味財産額			748,840

2026年度の活動予算書
2026年1月1日から2026年12月31日まで

NPO法人ダイバーシティこどもの家
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員	120,000		
賛助会員(個人)	120,000		
賛助会員(団体)	50,000	290,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	500,000		
施設等受入評価益	0	500,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
フリースクール事業収益	1,590,000		
児童福祉法に基づく児童発達支援事業・			
放課後等デイサービス事業収益	20,496,000		
児童福祉法に基づく保育所等訪問支援事業収益	1,629,600	23,715,600	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			24,505,600
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料	16,162,759		
給料手当(通勤、役職、資格手当)	1,463,857		
法定福利費	2,955,984		
人件費計	20,582,600		
(2) その他経費			
旅費交通費	192,000		
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
地代家賃	411,000		
光熱費	630,000		
通信費	360,000		
教材費	240,000		
消耗品	1,300,000		
その他経費計	3,133,000		
事業費計		23,715,600	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	120,000		
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	120,000		
(2) その他経費			
会議費	126,000		
旅費交通費	200,000		
減価償却費	275,000		
支払利息			
法人税	60,000		
その他経費計	661,000		
管理費計		781,000	
経常費用計			24,496,600
当期経常増減額			9,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計	0		0
経理区分振替額	0		0
当期正味財産増減額			9,000
前期繰越正味財産額			748,840
次期繰越正味財産額			757,840